

「入札説明書」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	2	1	(1)	5)		事業概要	「土地についてはPFI事業者が無償で貸し付ける」とありますが、その範囲をご教示願います。	想定範囲は、要求水準書に示す事業用地範囲です。
2	2	1	(1)	5)		事業概要	「土地についてはPFI事業者が無償で貸し付ける」とありますが、運営維持管理期間中の事業者の管理責任範囲と考えてよいですか。管理業務として実施しなければならない事項をご教示願います。	前段：お見込みのとおりです。 後段：貸し付けた土地の管理については、事業者は善管注意義務を負います。
3	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	本事業においてPFI事業者が一般廃棄物処理業の許可を取る必要はないと考えてよろしいでしょうか？	市からPFI事業者へ委託することで一般廃棄物処理の業の許可は必要としません。
4	2	1	(1)	5)	①	PFI事業者の業務	発酵残渣の処分先までの運搬業務については、貴市よりPFI事業者に対して一般廃棄物収集運搬搬送業の許可が与えられると考えてよろしいですか？ また、発酵不適物の焼却場への運搬も許可の対象に含まれますか？	市からPFI事業者へ委託することで一般廃棄物収集運搬の業の許可は必要としません。発酵不適物についても同様です。
5	4	1	(1)	7)		事業方式	事業期間中の施設の所有者は貴市であり、事業者には、土地、建物、施設の公租公課は課されないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	4	1	(1)	8)		事業スケジュール	生ごみの分別収集開始は、運営維持管理事業開始直前に実施することになっていますが、利用者に対する分別収集の情宣期間が短いように思われます。 この対策として、事業者による搬入物の受入検査を実施するようになっていますが、事業開始直後の利用者の混乱が予想されます。 啓蒙以外に貴市が予定している対策がありましたらご教示願います。	平成25年4月より生ごみの分別収集を開始する予定です。なお、平成24年度の1年間をかけて啓発活動を行います。
7	10	3	(1)	1)		参加者の構成等	SPC設立に関わる開業費や建設期間中のSPC社員の給与等は、サービス購入量Aに費用計上しても宜しいでしょうか？もしくはSPCにて出資金、借入金から充当の上、繰延資産として計上し、運営・維持管理期間に減価償却費としてサービス購入量Bに計上すれば宜しいでしょうか？	建設期間中であっても、SPCの運営に係る費用はサービス購入料Bに計上してください。

「入札説明書」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
8	12	3	(1)	5)		参加者の変更	第1回質問回答No.65において「原則として、参加表明時に明示してください。ただし、困難な場合には提案時に追加することが可能です。また、提案時に変更する場合には、市の承諾が必要です。」とありますが、提案段階(入札前)において、①新たに協力企業を追加する場合には、市の承諾は不要、②届け出た協力企業を変更する場合には、市の承諾が必要との理解で宜しいでしょうか。 また、③新たに協力企業を追加する場合、④届け出た協力企業を変更する場合、それぞれの市への手続き方法をご教示下さい。	全ての場合において、事前に市に様式10及び様式6の添付書類を提出し、理由書を添付の上、市の承諾を受けてください。
9	15	3	(2)	3)	⑤	工程表	提出しなければならない提案書の様式30-2号に設計工程計画書、及び30-3号に工事工程計画書がありますが、提出しなければならない施設計画図書には書式がないため、先述工程表と⑤工程表との違いが分かりません。様式30-2号と様式30-3号を合わせたものなどと理解すればよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	19	8	(2)			契約保証金	サービス購入量A相当額に対する履行保証保険はSPCに出資し、建設業務を請負う建設企業にて加入してもよろしいですか？それともSPC自身で加入する必要がありますか？後者の場合、SPCが負担する保険料をサービス購入量Aに含めてよろしいですか？	SPCが付保してください。サービス購入料Aに含めるかどうかについては事業者の責任で判断してください。
11	19	8	(2)			契約保証金	運営・維持管理業務に係る契約保証金について履行保証保険を付保する場合、保険証券を提出する時期は運営・維持管理開始日までとし、保険契約や保険料はサービス購入量Bとして計上してもよろしいでしょうか？	前段：保険証券を提出する時期は運営・維持管理開始日までとします。 後段：事業者の責任で判断してください。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	4	1	5	2		創意工夫の発揮	各種設備仕様(基数や運転方法)の根拠について「市として民間の創意工夫の発揮を求めるとい意思が提示した仕様の根拠となります。当施設が廃棄物の処理施設として安全かつ安定的に稼働できることを期待します。」との質問回答(「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.11)ですが、同思想が反映されている仕様変更であれば「同等あるいはそれ以上の性能」「サービス水準の維持と矛盾しないこと」との要求を満たすと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとりです。
2	5	2	1	3	④	都市計画事項等 緑化率	第一回質問回答(「入札説明書」に関する事項No.28、「要求水準書第 I 編」に関する事項No.191)により、本計画施設が、工場立地法上の特定施設に該当しないとのことなので要求水準書における緑化率25%は法的規制によるものではないと理解します。また「屋上緑化・壁面緑化・樹種の制約等」(第一回質問に対する回答「要求水準書第 I 編」に関する事項No.19)に関して長岡市環境基本条例に規定がないため、緑化の方法、手段は事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	緑化率については、要求水準書を満足するものとします。緑化の手法、手段は事業者の提案にゆだねます。
3	5	2	1	6		気象(設計基本温度)	設計基本温度として乾球温度に関しては指定がありますが、湿度に関しては指定は無いものと考えてよろしいでしょうか？	過去の気象実績を踏まえた、事業者の提案に委ねます。
4	5	2	1	6	-	気象	最高気温と最低気温が提示されていますが、設計用外気温度条件は建築設備設計基準(国土交通省営繕部監修 平成21年度版)の「新潟」を採用し、夏期34.3°CDB、55.3%、冬季-0.8°CDB、63.5%とすることでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
5	5	2	1	7	(1)	電気	「旧し尿処理施設の分電盤に本施設用の配電設備を入替増設し…」と記載がありますが、既設受電設備容量が不足する場合、今回変電設備を既設寿ごみ焼却施設変電分を含んだ容量とし、既設構内第1柱より引き込み、寿ごみ焼却施設には今回設備から送電することとして宜しいでしょうか。	要求水準に記載のとおりとします。
6	6	2	1	7	(1)	電気	第1回御回答No.34に、「契約電力については、契約電力のみの価格点および技術点には影響ありません。」との記載がありますが、発電方式を採用する場合のメリットの一つとして契約電力の低減もあり、加点の対象外となる理由を教えてください。	公平性を確保するためです。契約電力「のみ」での価格点は評価の対象としていません。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
7	6	2	1	7	(1)	電気	貴市との電気料金の清算方法について「消費電力の従量料金と、基本料金(力率改善割引を見込む)は使用料の按分で清算するものとします。」との質問回答(「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.33)ですが、将来、貴市設備で電力の契約変更(設備増設等による基本料金の変更)による費用増加があった場合には、事業者側に責が無い事から、増加分費用は市側の負担となるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	6	2	1	7	(1)	電気	電力はバイオガス施設から逆潮し、寿焼却施設側で有効利用することになっていますが、焼却炉のメンテナンスなどによる停止時、逆潮量を絞る必要が発生した場合、ペナルティはありますか。また、寿焼却施設(リサイクルプラザ・し尿前処理設備含む)の電力使用量のデマンドデータを提示ください。(その際に1炉運転時、2炉運転時の電力使用量がわかるデータとして提示頂けると幸いです。)	市のメンテナンス等による電力の調整については、ペナルティの対象とはなりません。 各施設の各月の電力量について、別途資料1に示します。
9	6	2	1	7	(1)	電気	東北電力または寿ごみ焼却施設の原因による電源供給停止等のトラブルによって発生した費用負担は市殿負担でよろしいでしょうか。	東北電力の原因による停電の場合は、市は費用負担を考えていません。 寿ごみ焼却施設の原因の場合は、お見込みのとおりです。
10	6	2	1	7	(2)	用水	井戸ポンプNo.1は老朽化を鑑み、事業者による更新を提案する事は可能でしょうか。また本ポンプは既存設備での使用は無く、工事やメンテナンスに係わる機器停止は当施設の都合により行えるとの理解で宜しいでしょうか。	ポンプの更新については、事業者の提案に委ねます。また、機器停止については、お見込みのとおりです。
11	6	2	1	7	(2)	用水	井水、上水の埋設深をご教示ください。	場所により異なりますが、公共工事標準仕様に準じて施工されています。
12	6	2	1	7	(3)	周辺設備の状況及び計画	上水取合点における水圧の値をご教示いただけないでしょうか？	近隣の城岡橋近辺の過去の実測値で0.43(最大0.55～最小0.32)Mpaとなっています。
13	6	2	1	7	(3)	周辺設備の状況及び計画	ガスの本事業地内への引き込みについてご提示下さい。ガスで給湯をおこなう際、敷地内の既存配管から分岐させて使用することは可能でしょうか？また、既存配管には都市ガス13A(低圧)が使用されていると考えてよろしいでしょうか？	単独の施設で契約することが可能です。 後段はお見込みのとおりです。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
14	6	2	1	7		都市ガス取り合い	バイオガス化施設で利用できる都市ガス配管の取合箇所、口径、埋設深をご教示ください。また、都市ガスの計量値についても、中央制御室で管理(=表示)する必要があるのでしょうか。	解体する旧し尿処理施設及び車庫棟の敷設ガス管(50PE)から引き込みが可能です。 後段については、お見込みのとおりです。
15	6	2	1	7	(4)	排水	第1回御回答No.65に、「直接河川への放流も可能」と記載がありますが、 ①河川放流を行うにあたり地元住民(漁協含む)の同意を取る必要がありますか、必要な場合は長岡市にて取得していただけますか。 ②長岡市殿御提示の生活環境調査では「対象施設から搬出される施設排水を公共下水道に放流するため、公共用水域への放流はおこなわないことから選定しない」との理由で調査外となっておりますが、あらためてこの項目について調査する必要がありますか。	①関係部局、住民等の同意については、市の協力のもと事業者の責任で取得して下さい。なお、施設の排水基準については、水質汚濁防止法におけるし尿処理施設を準用することを想定しています。 ②この場合、事業者の所掌範囲で、お見込みのとおりです。
16	7	3	2			処理対象物	第1回御回答No.76で、量については変動費で対応可能との御回答ですが、量についても協議の対象とさせていただきますでしょうか。	量については、変動費での対応となります。
17	7	2	2	1	③	処理対象物	市の事業施設からの動物性残渣について「市有施設から発生する事業系一般廃棄物としての残渣を想定しています。」との質問回答(「要求水準書第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.79)ですが、この残渣の具体例をご提示頂けます様お願いします。	保育園など市有施設から発生する食品系の残渣を想定していましたが、現時点では搬入量はほとんどないものと考えています。
18	7	2	2	1	1	事業系生ごみ収集形態	第1回質問回答No.72において、「袋のサイズについては検討中です。」との回答を得ましたが、最大何リットルのサイズを想定しているのかご教示下さい。(あまりにもサイズが大きい場合、受け入れが困難になります。)	家庭系生ごみについては、現行の市指定袋中サイズ(約25L)以下を想定しています。事業系生ごみについては、指定しておりません。
19	7	2	2	1	1	生ごみの性状	処理対象物の記載にある「その他」について「市有施設から発生する事業系一般廃棄物としての残渣を想定しています。」との質問回答(「要求水準書第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.85)ですが、この残渣の具体例をご提示頂けます様お願いします。	保育園など市有施設から発生する食品系の残渣を想定していましたが、現時点では搬入量はほとんどないものと考えています。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
20	7	2	2	1	1	生ごみの性状	家庭系生ごみの処理不適物の混入率は15%とありますが、重量%と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	7	2	2	1	1	生ごみの性状	第1回質問回答書において、処理対象物の記載等で「その他」の示す内容について、「市有施設から発生する事業系一般廃棄物としての残渣」とありますが、市有施設とはどの施設か具体的に提示ください。	保育園など市有施設から発生する食品系の残渣を想定していましたが、現時点では搬入量はほとんどないものと考えています。
22	8	2	2	1	2	生ごみの三成分	第1回御回答No.87によると、「食料製造業などから発生する産業廃棄物は含まないものと想定している」とありました。 一方、生ごみ成分の採用値の根拠となる別紙7には、産業廃棄物(動植物性残渣)と思われる食料工場A社,B社,D社,E社から発生するごみも含まれて算出されています。 運用開始後、受入れ生ごみ性状が、要求水準書記載値と逸脱することが予想されませんか。 もしくは、別紙7の食料工場A社,B社,D社,E社から発生するごみは産業系一般廃棄物になるのでしょうか。	事業系の一般廃棄物を想定しています。受入ごみの性状表現については、事業者の提案を求めています。
23	8	2	2	1	4	単位体積重量	ピットまたはバンクの容量計算のための設計条件を確認したいのですが、生ごみの単位体積重量は家庭系、事業系いずれも200kg/m3とし、処理量65t/日に対してピット方式では1,300m3以上(4日以上)、バンク方式では163m3以上(0.5日以上)という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	8	2	2	1	4	単位体積重量	不適物の単位体積重量の提示がありませんのでご提示願います。	事業者の提案に委ねます。
25	10	2	3	8		沈砂・清掃残渣	清掃残渣(沈砂、清掃汚泥)は、発生源から一般廃棄物と考えられます。従って、法的には一般廃棄物と同様の運搬が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	10	2	3	8	(1)	清掃残渣等	沈砂・清掃残渣等の搬出作業は、バキュームカーが必要となる為、当該作業をコンソーシアム企業が第三者に委託して実施することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
27	10	2	3	8	(1)	清掃残渣等	発酵設備等の沈砂と清掃残渣の搬出先は、市の想定しておられる発酵残渣の処分先と同一ですか。同一でない場合、市の想定している沈砂と清掃残渣の処分先までの距離をご教示ください。	性状により処分先は異なると想定しています。
28	10	2	3	9	-	搬入道路	「計量に関しては既存の施設を利用すること」とありますが、計量機のメンテナンス等の費用負担は無いものと理解してよろしいでしょうか	通常のメンテナンスについては、お見込みのとおりです。ただし、事業者の責による障害や改造等の対応が生じた際は、事業者の負担とします。
29	10	2	3	10		残渣処理	残渣として搬出処分する場合は含水率50%を目安とすることとなっていますが、市の処分負担額低減の為、含水率を大幅に下げた場合(例えば、5~10%程度)でも、市の想定する処分場で受け入れは可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	13	3	3	2	(2)	放流水質	第1回御回答No.174で、「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素は、それぞれ380mg/L未満も解釈で可」との回答でしたが再確認です。各窒素濃度が380mg/L未満であれば、T-Nが1,100mg/L程度の水質でも下水道放流可能と解釈して宜しいですか。	放流水質の基準は、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計で380mg/L未満とします。ただし、有機性窒素は規制の対象には含みません。第1回質問回答No.174を訂正します。なお、詳細は下水道担当部局との協議で決定します。
31	13	3	3	5	(1)	悪臭に関する基準	排出口(臭突)での悪臭成分は、悪臭防止法における規制基準算定式に従う必要がありますが、その算定をする際に同一敷地内の最大建物高さが因子となります。既存の焼却施設建物は、同一敷地内の建物となりますでしょうか。なった場合には、その建物高さはいくらになりますでしょうか。	お見込みのとおりです。煙突59.0m、建屋31.65mであり、詳細については閲覧が可能です。
32	14	3	4	3	(4)	施設・機械・電気、土木、建築関係	今回施設は既存寿ごみ焼却施設他と切り離して単独の自家用電気工作物として届出対応するものと考えて宜しいでしょうか(保安規定等)。	既存の自家用工作物の変更の届出で想定しています。
33	14	3	4	3	(4)	施設・機械・電気、土木、建築関係	第1回質問の「要求水準書第 I 編」のNO.188の回答をご教示ください。	既存の自家用工作物の変更の届出で想定しています。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
34	15	3	5	2		生活環境影響調査	生活環境影響評価に添付する、事業者が実施設計に基づいて行う予測・評価には、廃棄物運搬車両の走行に伴う部分(搬入経路が変更になった部分)は除外されるという理解でよろしいでしょうか。	走行に伴う部分も含むものとします。
35	17	3	6	1	(1)-3)	道路・外構工事	「搬入道路工事」とありますが、工事範囲は整備用地内の道路、および別紙1に示す「場内道路拡幅工事」「簡易舗装道改修工事」と理解してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
36	17	3	6	1	(2)-3)	消雪パイプ布設工事	簡易舗装道改修工事、道路拡幅工事範囲部の消雪パイプ布設範囲が分かる図面等をお示しいただけないでしょうか	要求水準書(設計建設編)別紙1で示した改修工事範囲の中で、事業者の提案により配置して下さい。また、拡幅工事範囲部については、全体に既設ロードヒーティング及び消雪パイプが敷設してあります。
37	18	3	6	2	1	実施設計の設計基準	「公共建築工事標準仕様書」と「土木工事共通仕様書」が併記されておりますが、「公共建築工事標準仕様書」に記載なき工事については「土木工事共通仕様書」準拠という理解でよろしいでしょうか。あるいは各々の適用範囲を示していただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、プラント機械等の工事等において基準が無い場合は各種要領書等により確認していきます。
38	20	3	6	2	7	疑義の解釈	要求水準書及び設計図書に疑義、誤記があった場合に「市と協議し、その指示に従わなければならない」とした条文を「協議の結果に従う」に修正を要望した質問(「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項質問No.209)において、「要求水準書に示すとおりとします。」とのご回答ですが、本要望に関して再度ご検討頂けます様お願い致します。	ご要望には添えません。
39	20	3	6	3	-	実施設計完了検査	御市検査における対象図面等、具体的手法がありましたらお示しいただけないでしょうか	契約書、要求水準書および提案書に記載された内容が対象となります。
40	23	3	7	8		工事条件	本工事は、土壌汚染対策法の法第4条(3,000m ² 以上の形質の変更を使用とする土地)には、該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	掘削と盛土の面積合計が3,000m ² 以上の場合は該当します。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
41	24	3	7	8	(5)	工事实績情報の登録	第1回質問の「要求水準書第 I 編」のNO.239の回答をご教示ください。	修正します。(5)を削除します。
42	24	3	7	8	(8)	仮設物	工事用地内に想定されている仮設事務所・駐車スペースについて貸与可能な範囲についてご提示願います。	し尿前処理施設の南東側空地(約1,400㎡)を予定しています。別途資料2に示します。
43	24	3	7	8	(8)	仮設物	第1回質問の「要求水準書第 I 編」のNO.240の回答の資料をご提示ください。	し尿前処理施設の南東側空地(約1,400㎡)を予定しています。別途資料2に示します。
44	25	3	7	8	(9)-5	施工方法及び建設公害対策	「敷地境界の排水は全て調整池に集水し、濁水対策を行い…」とありますが、調整池は既製のノッチタンク程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
45	27	3	8	2		試運転用種汚泥	メタン発酵槽の立ち上げに、下水消化汚泥を使用する場合は、無償で頂けますでしょうか。 また、移送手段、1日当たりの搬送可能量との制限がありますでしょうか。	お見込みのとおりです。搬送量の制限はございませんが、詳細は下水道部局との協議によります。移送手段については、開放ダンプ等については認められません。
46	27	3	8	3	(2)	試運転に関連する費用	第1回質問回答No.266において、「試運転関連費用は、様式17号初期投資内訳書の「諸経費の中を含みます。」との回答を得ましたが、様式17号に「諸経費」の欄が見当たりません。どの項目に記載をすれば良いのか、または事業者で独自に「6. その他費用」に行を追加して試運転関連費用と項目を追加すればよいのかご教示下さい。	「3. 工事費」内に新たに諸経費等の項目を設けて下さい。なお、欄外にて詳細な工事費の内訳書については、別途資料としての提出を求めているため、循環型社会形成推進交付金要項に準じ、整理して下さい。
47	27	3	8	3	(2)	試運転に関連する費用	第1回質問の「要求水準書第 I 編」のNO.266の回答では諸経費の中を含みますとのことですが、項目がございません。具体的にどの項目に計上したらよろしいでしょうか。	「3. 工事費」内に新たに諸経費等の項目を設けて下さい。なお、欄外にて詳細な工事費の内訳書については、別途資料としての提出を求めているため、循環型社会形成推進交付金要項に準じ、整理して下さい。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
48	29	3	9	3	2	性能保証の期間	<p>第1回御回答No.269～271で、あたかも性能保証期間は契約後10年、御回答では確認性能試験を実施事業期間終了まで(15年)性能保証を求められています。その心は施設の健全性を確保する為とのご回答を頂いています。</p> <p>①総合すると性能保証期間は事業期間終了までの15年となるのでは、その場合民法第638条で10年との兼ね合いはどうなるのでしょうか。</p> <p>②10年目に確認性能試験を実施し、その後の当初予定した事業期間まで性能保証を求めています^が、当然機器を使用すれば減耗し経年劣化も起こします。性能の維持は環境基準に限</p>	<p>①性能保証であり、かし担保ではございません。</p> <p>②要求水準書で求める性能を満足するものとします。</p>
49	35	4	2	1		ポンプ類	<p>床排水ポンプ以外は槽外形のポンプを採用するように記載がありますが、現地調査の結果、希釈水槽の地下は新たにポンプを設置するスペースがないようですので、水中ポンプでの取水を考えていますが、了承頂けますでしょうか。</p>	<p>原則として、槽外形のポンプを求めますが、同等以上の取り扱い等が可能と判断できる場合は事業者の提案に委ねます。</p>
50	36	4	2	2		ブロウ及びコンプレッサー類	<p>臭気捕集用ブロウの接ガス部を全面防蝕メッキ加工のものと記載がありますが、防蝕により優れるFRPとしてもよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として、全面防蝕メッキとしますが、同等以上の耐性と判断できる場合は提案に委ねます。</p>
51	36	4	2	2		ブロウ及びコンプレッサー類	<p>ブロウには防振装置・サイレンサー(吐出・吸込)・圧力計・安全弁・逆止弁・風量計を設けるように記載がありますが、ここでいうブロウに脱臭ファンは含まれないという理解でよろしいでしょうか。 (脱臭ファンにはターボブロウを想定しており、通常サイレンサー・安全弁・逆止弁は付属しないため。)</p>	<p>お見込みのとおりです。ただし、脱臭装置の圧力損失等の確認は求めません。</p>
52	36	4	2	3	(5)	点検用歩廊・階段	<p>「…チェッカープレート、又は、グレーチング(亜鉛メッキ又は、FRP製)同等以上とすること。」とありますが、チェッカープレートについても亜鉛メッキ又は、FRP製にするという事でしょうか。</p>	<p>チェッカープレートに関しては、使用部位により品質を求めます。</p>
53	38	4	2	5	2)	弁関係	<p>原則としてJIS20kg/cm²であり、10kg/cm²以下の圧力の場合の適用について「原則として、要求水準書のとおりとします。標準品や規格品がないものは協議とします。」との質問回答(「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.288)ですが、標準品や規格品が存在する場合でも、明確な根拠を提示すれば変更する事は可能ですか。 【第1回質問回答】「原則としてJIS20kg/cm²」と記載されているが、全て10kg/cm²以下の圧力で使用する場合にも適用されるのでしょうか。また、理由をご教示願ひ</p>	<p>原則として、要求水準書のとおりとします。</p>

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
54	38	4	2	5	(18)	2) 弁関係	「原則としてJIS20kg/cm2…」とありますが、その理由を教えてください。	廃棄物処理施設として長期間にわたる安定稼働のためです。
55	38	4	2	5	(18)	2) 弁関係	日本水道規格に準じた弁とは、「日本水道協会基本基準認証品」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	39	4	3	1		既存搬入計量装置	第1回質問No.299)で、メーカー名を回答をいただき、確認したところ、計量データ集計ソフトPC(帳票データ等管理)は、回答メーカーの施工範囲ではございませんでした。新規に計量データ集計ソフトPC等を更新する必要もございます為、現在ご使用の帳票や日報・月報等の作成資料を御指示いただくようお願い致します。	寿クリーンセンター建設時に日立造船で集計ソフトを作成し、その後、市町村合併等により変更(現行Ver.4)しています。現在の帳票等については、閲覧を可能とします。
57	41	4	2	6	(1)	据付工事	アンカーボルト・ナットのSUSナットの材質の仕様について「同等品以上とみなされる場合は使用可能とします。」との質問回答(「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.293)ですが、「同等品以上」の定義は腐食、強度等立則するものにより異なりますので、根拠を提示したうえで事業者の提案により変更する事は可能ですか。	根拠が明確に示され、市が同等と判断した場合においては、お見込みのとおりです。
58	43	4	3	5	4	不適物貯留ホッパ	不適物貯留ホッパの容量はみかけ比重を考慮してと記載がありますが、みかけ比重をご指示頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
59	43	4	3	5	4	不適物貯留ホッパ	不適物貯留ホッパの容量は搬出車両1台分以上と記載がありますが、溢れないように1台以下と考えたいのですが、ご了承頂けますでしょうか。	容量は、要求水準書に記載のとおりとし、搬出量はレベルや重量管理で対応できると考えます。
60	50	4	5	11		脱水残渣貯留ホッパ容量	第1回質問No.339)で土日、3日間の貯留とご回答がありましたが、乾燥設備は土曜日運転、停止休日(日曜日等)の為、貯留必要日数は事業者の提案に委ねる様、再度ご検お願い致します。	要求水準のとおりとします。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
61	51	4	7	1		脱硫装置	乾式脱硫装置の廃棄脱硫剤は、市指定の処分場で受け入れていただけると考えてよろしいですか。	市処分場においては、受入れできません。
62	58	4	10	3		下水受水槽	下水受水槽とは、希釈水槽から送られてきた下水処理水を一時貯留する水槽という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	58	4	10	3	1)	下水受水槽	「有効利用量は下水処理水量の1日分以上とすること。」とありますが、下水処理水量の1日分以上とは、計画している下水処理水使用量に対してという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	58	4	10	3	(1)	下水受水槽	「有効容量は下水処理水量の1日分以上」とありますが、この意味は、「今回施設で使用する下水処理水量の1日分以上」という事で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	59	4	10	4		下水処理水移送ポンプ	本ポンプは、し尿前処理施設内に設置するものと考えますが、設置場所やポンプの型式について制限はあるのでしょうか。し尿前処理施設の配置、断面図を提示願います。	事業者の提案によります。資料については閲覧が可能です。
66	60	4	11	3	1	高圧受変電設備	現在の寿ごみ焼却設備の電力契約種別は「高圧季節別時間常別電力」「契約電力：970kW」との質問回答（「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編」に関する事項 質問No.366）ですが、本事業で発電機を提案した場合には「自家発補給電力B」に契約変更のお考えはありますか。閲覧資料（平成9年度資料）で契約電力1300kWの資料がございました。前回質問回答値が最新契約数値と理解して宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。 後段についてはお見込みのとおりです。
67	64	4	12	3	4	CRT監視制御装置	第1回御回答No.377にて、寿焼却施設、管理庁舎等に2箇所設置とご回答がありましたが、バイオガス化施設内のCRT監視装置のほかに2箇所設置する仕様なのでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	66	4	12	6	(2)	テレビ監視装置(ITV)	カメラ及びモニタを4台以上設置とありますが、モニタは各カメラ画面の分割表示及び個別表示が可能であれば最少必要数(例えばカメラ4台にモニタ1台)でよろしいでしょうか？	要求水準書に記載のとおりとします。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
69	69	5	1	6	(2)	水張テスト	水張テストに井水を使用する場合、井水そのものは無償で、送水するポンプの電力代は事業者負担との認識でよろしいでしょうか。 また、水張後の排水は、濁度・pH管理等を行い、問題なければ雨水排水に放流と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	70	5	2	1	(1)	基礎構造	既存建屋の基礎図面(杭伏図・基礎伏図・杭仕様・基礎リスト等)の閲覧は可能でしょうか。特に、杭基礎の場合、杭の位置、種類、長さの情報が必要となります。	資料の閲覧が可能です。
71	71	5	2	2	(2)	材料	「鉄筋及び鉄骨は基準強度の異なるものを同一サイズで使用してはならない」とありますが、鉄骨の板材では同厚でもダイアフラムとベースプレートで材質を変えることは一般的に行われていると思われま。このような使い分けは認めていただけるものと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	71	5	2	3	(1)	構造計算	「用途係数は1.25を使用する。」とありますが、ここでの用途係数とは「官庁施設の総合耐震計画及び同解説(平成8年版):(社)公共建築協会」の重要度係数(I)と同義であるとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
73	72	5	3	2	(15)	各室配置計画	「動線については、作業員用・事務管理員用及び見学者用の区分を極力配慮して計画すること。」とありますが、当該配慮項目に対する評価対象項目がありません。どの項目で評価されるのか、ご提示下さい。	当該配慮は、要求水準として求めるものであり、優劣をつけるものではないと考えています。特に優れた計画である場合は、II-I 全体計画の中で評価します。
74	74	5	5	1	(2)	衛生器具等	「作業場毎に手洗を設け」とありますが、作業場毎の意味を具体的にご教示下さい。また、特に指定がなければ事業者側の考えで設定してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
75	74	5	5	1	4	給水設備	第1回質問No.404)で上水道の取合位置(別紙1)を御指示いただきましたが、現況と位置が異なると思われま。再度確認の上、取合位置をご教示願います。	資料の閲覧が可能です。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
76	80	5	6	14		自動通報設備	24時間運転の設備に対し、24時間体制で監視業務を行う場合は、自動通報設備は設けなくても宜しいでしょうか。	土日祝日、年末年始等の長期休暇時を含めて24時間体制の場合は、事業者の提案に委ねます。
77	81	5	7	1	3	簡易舗装補修工事	簡易舗装補修工事は、ご提示範囲の道路舗装の改修のみで、消雪パイプの布設等はないものとの理解でよろしいでしょうか。	必要とします。第1回質問回答にて示す改修工事範囲の中で、事業者の提案により配置して下さい。
78	81	5	7	1	3	簡易舗装補修工事	簡易舗装補修工事内容は舗装部分のみとし、側溝、柵、縁石等の構造物は現状のままということで宜しいでしょうか。	道路に必要とされる構造物については、移設または新設して下さい。
79	81	5	7	1	3	簡易舗装補修工事	第1回質問の「要求水準書第 I 編」のNO.419の回答をご教示ください。	道路に必要とされる構造物については、移設または新設して下さい。
80	82	5	7	1	3	簡易舗装補修工事	簡易舗装補修工事内容は舗装部分のみとし、側溝、柵、縁石等の構造物は現状のままということで宜しいでしょうか。 (第一回質問回答の保留事項 「要求水準書第 I 編」に関する事項No.419)	道路に必要とされる構造物については、移設または新設して下さい。
81	82	5	7	1	3	簡易舗装補修工事	簡易舗装補修工事とは、損傷部分のオーバーレイ舗装程度と考えてよろしいでしょうか。	当該全体範囲の舗装入れ替え工事とご理解下さい。
82	82	5	7	1	8	消雪パイプ設置工事	第一回質問回答中、「要求水準書第 I 編」に関する事項No.200では「道路拡幅部に消雪パイプ布設工事は含まれません」とありますが、No.456では「道路拡張範囲にも消雪パイプ敷設は必要」と回答がされており、食い違っています。 消雪パイプの「①撤去+再設置範囲」および「②新設範囲」について、再度図面にてご提示ください。	拡張範囲については工事範囲の中で、事業者の提案により配置して下さい。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
83	83	5	8	2		説明用調度品等	見学者が一堂に会して説明を受ける「現環境衛生センター」の会議室から、本計画施設へ至る見学者の経路をご教示ください。また、工事範囲外の見学者ルートに関しては本提案の計画対象外と考えてよろしいでしょうか。	見学者が一同に会して説明を受けるのは、寿焼却施設の見学者室を想定しています。当該位置における見学者ルートについて、別途資料3に示します。なお、工事範囲外の見学者ルートに関しては、提案の範囲外ですが、既存施設との連絡・改良については、評価の対象と考えています。
84	84	5	8	2	1	PR用AV設備	5.8.2.1に記されるPR用AV設備の設置場所は、現環境衛生センターの会議室内と理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
85	84	5	8	2	2	見学者説明装置(DVD付)	5.8.2.2に記される見学者説明装置(DVD付)に関して、設置するのはモニターとDVD再生機のみとの理解でよろしいでしょうか。また、設置場所は、本施設内において、事業者の提案によるもの理解でよろしいでしょうか。	設置機器については説明パネルの設置等、事業者の提案に委ねます。なお、設置場所についても事業者の提案に委ねます。
86	84	5	8	2	2	見学者説明装置(DVD付)	「説明内容により、本説明装置以外についても各種の説明装置等の提案を積極的に行うこと。」とありますが、当該配慮項目に対する評価項目がありません。どの項目で評価されるのかご提示下さい。	当該配慮は、要求水準として求めるものであり、優劣をつけるものではないと考えています。特に優れた計画である場合は、Ⅱ-I 全体計画の中で評価します。
87	-	-	-	-	-	テレビ電波障害調査、対策	既存寿ごみ焼却施設建設時において、テレビ電波障害の事前調査及び対策は行われたのでしょうか。	事前調査及び対策は、市の要項に基づき実施済みです。なお、本事業においても、事前に周辺地域におけるテレビ電波障害範囲の予測調査をおこない、電波障害が発生した場合速やかに防止対策工事を行うものとして下さい。
88	別紙1					現況平面図及び整備計画図	残置する既存駐車場の利用は、4tパッカー車が主体となると考えてよろしいでしょうか。洗車場への車両動線を確認したいので、当該駐車場の図面があれば閲覧することは可能でしょうか。	当該洗車場については、バイオガス化施設への車両の利用は想定しておりません。別途ごみ焼却施設南側の駐車場の利用を想定しています。
89	別紙5					下水処理フロー	希釈水槽へのポンプ設置は水中設置または陸上設置等の指定はありませんでしょうか。	水中設置についてスペースの制約を受けるため、陸上設置を原則としますが、取り扱いが同等以上と認められる場合は、事業者の提案に委ねます。

「要求水準書第 I 編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
90	別紙 5					下水処理フロー	下水放流水取水ポンプ等の不具合で希釈水が入手できない場合、事業者側で希釈水を調達する必要がありますが、その際の増加費用は市が負担していただけたとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に示す1日分以上のものについては、お見込みのとおりです。
91							工事期間中の既設駐車場の使用は無いものと考えてよろしいでしょうか。	工事期間中も使用します。

「要求水準書第Ⅱ編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	10	2	5	5	(4)	本業務期間終了時の引渡し条件	第1回質問回答No.10において、「前回回答を「当該引継ぎを行うものを本市が指定しますので、人員を確保下さい。」との回答を得ましたが、「人員を確保下さい。」の意味は、「市が指定する引継ぎ業者の職員に対して、業務の引継ぎを行う」、との理解で宜しいでしょうか。	「市が指定する職員に対して、業務の引継ぎを行うために当該職員を動員し、業務の引継ぎを行う」こととご理解下さい。
2	11	3	2	(2)		有資格者の配置	ガス主任技術者に代わる「一般事業者として必要な圧力相当の資格」とは圧力容器取扱作業主任者のことを想定されておられますでしょうか。	貴提案の具体的設備により異なると考えております。
3	11	3	2	(2)		有資格者の配置	第1回質問の「要求水準書第Ⅱ編」のNO.32の回答をご教示ください。	貴提案の具体的設備により異なると考えております。
4	11	3	2	(1)		有資格者の配置	平成21年9月10日付「要求水準(素案)「運営・維持管理編」に関する質問NO28」に対し、「廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設技術管理者)の資格を有し、下水汚泥消化ガス施設の実績を有する技術者は可能とします」との回答があり、有資格者として認める旨のものでした。これらを踏まえ、本業務の現場総括責任者として配置する技術者は下水汚泥消化設備の現場総括責任者の実務経験があればよろしいですか？	実務経験については、お見込みのとおりです。ただし、廃棄物処理施設技術管理者の資格については、「ごみ処理施設技術管理士」を平成17年3月31日以前に取得した者、それ以降については、「有機性廃棄物資源化施設技術管理士」を取得している者を配置して下さい。
5	11	3	2	(1)		有資格者の配置	本業務の現場総括責任者として配置する技術者はSPCの社員とする必要がありますか？もしくはSPCから運営・維持管理業務を受託する出資企業にて配置してもよろしいですか？	SPC社員として下さい。
6	11	3	2	(1)		有資格者の配置	平成21年9月10日付「要求水準(素案)「運営・維持管理編」に関する質問NO26」に対し、「配置とは常駐とは限らない」との回答がありましたが、再度、「配置とは常駐を意味するものであるか」ご教示ください。	全ての有資格者について常駐とするものではありません。
7	11	3	2	(1)		有資格者の配置	本業務の現場総括責任者について、「運営開始後2年間以上配置すること」との記載がありますが、2年以上経過した後、配置不要とできる要件を御教示ください。	特に要件はございません。2年経過後に体制を変更する場合は、同等の資格・能力を有する人を配置してください。

「要求水準書第Ⅱ編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
8	13	4	2	(9)		市が定期的に行う搬入検査	市が定期的に行うプラットホーム内での搬入検査の頻度、所要時間は、どの程度を想定しておられますか。	頻度は、ごみの搬入に支障のない範囲で月1回程度の立会いを想定しています。また、所要時間はごみの搬入量、種類によります。
9	16	5	2	7	(1)	施設動線	既設動線を考慮した効率的な動線を提案するうえで東側入場口(市道276号線)側からの車両入退場は可能ですか。	第1回質問回答別途資料6にお示しのとおりです。 可能ですが、来場動線・退場動線に関しては、バイオガス化施設の生ごみは原則として信濃川土手沿い市道788号線からの搬入・搬出を想定しています。
10	16	5	2	7	(1)	施設動線(洗車場)	バイオガス化施設整備用地内で残存する洗車場の給排水変更等の指示はありませんが、生ごみ搬入車を含む搬入車が当洗車場をそのまま継続使用する場内動線を計画することでよろしいでしょうか。	当該洗車場については、バイオガス化施設への車両の利用は想定しておりません。別途ごみ焼却施設南側の洗車場の利用を想定しています。なお、旧し尿処理施設の解体工事に伴う洗車場等の給排水仮配管の本設については本工事の対象となります。
11	17	5	3			搬入物の性状分析	ごみ質分析の回数は「要求水準書第Ⅱ編」の別紙4「環境保全計画」における必要項目及び頻度(参考)では年12回以上となっておりますが、第1回質問の「要求水準書第Ⅱ編」のNO.54の回答では「昭和52年11月4日環整第95号」を基に事業者の提案に委ねるとあります。この解釈としてごみ質分析の回数も事業者委ねると理解してよろしいでしょうか。	分析項目及び方法については、事業者提案に委ねます。ごみ質分析の頻度については、要求水準書に記載のとおり、年12回以上とします。
12	17	5	7			処理不適合物の保管・搬送	処理不適合物の搬送をSPCが行うこととなっております(回答No.59)、①搬送車両は、SPCがリースで調達することも良いとの理解で宜しいでしょうか。②ドライバーはSPC社員でなくとも良い(運営・維持管理企業の社員等でも良い)との理解でよろしいでしょうか。③寿ごみ焼却場へは10tダンプを想定していますが、受け入れ側は、ドライバーの手降しを要しない、直接ダンピングで受け入れ可能との理解でよろしいでしょうか。	①SPCが車両の継続的な使用権限を有し、故障時の代替車両を用意することができ、対人・対物の損害に対して賠償金額無制限の任意保険に加入していることにより、リースでの対応が可能と考えます。 ②SPCが運転手を雇用していることが必要です。 ③お見込みのとおりです。
13	17	5	8	(1)		発酵残渣等の処分物の搬出	発酵残渣等の処分物の搬送をSPCが行うこととなっております(回答No.60)、①搬送車両は、SPCがリースで調達することも良いとの理解で宜しいでしょうか。②ドライバーはSPC社員でなくとも良い(運営・維持管理企業の社員等でも良い)との理解でよろしいでしょうか。③市の想定している処分場へは10tダンプを想定していますが、受け入れ側は、ドライバーの手降しを要しない、直接ダンピングで受け入れ可能との理解でよろしいでしょうか。	①SPCが車両の継続的な使用権限を有し、故障時の代替車両を用意することができ、対人・対物の損害に対して賠償金額無制限の任意保険に加入していることにより、リースでの対応が可能と考えます。 ②SPCが運転手を雇用していることが必要です。 ③お見込みのとおりです。

「要求水準書第Ⅱ編」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
14	17	5	7			処理不適物の保管・搬送	処理不適物の搬送をSPCが行うこととなっていますが(回答No.59)、その場合、SPCが一般廃棄物の収集・運搬に係る許可を有する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	17	5	8	(1)		発酵残渣等の処分物の搬出	発酵残渣等の処分物の搬送をSPCが行うこととなっていますが(回答No.60)、その場合、SPCが一般廃棄物の収集・運搬に係る許可を有する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	17	5	8	(1)		発酵残渣等の処分物の搬出	市の想定する処分場の他に、提案も認めるとのことですが(回答No.62)、優先順位は、1.事業者提案場所、2.市の指定処分場であり、この優先順位が、安定的かつ長期的に不合理な拒否がされるものではないと理解してよろしいでしょうか。	処分物の安定的かつ安価な処理が優先であり、提案に優先順位を設けていません。合理的判断により事業者提案の処分先が有効と考えられる場合は、提案を採用します。
17	26	10	7			車両誘導	車両誘導業務の対象車両は「本施設(生ごみバイオガス化施設)に出入りする車両」との理解で良いと思いますが(回答No.103)、それ以外の車両(焼却施設、リサイクルプラザ等へ来る車両)については、市の計量棟作員にて誘導していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、年末等の繁忙期に協力を要請する場合はあります。
18	26	10	7			車両誘導	除雪に重機が必要となるような大雪の場合、除雪作業は市の業務との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	別紙 1	別紙 1				対象ごみ量	H25年からH40年まで一定値で推移している計画ですが、第1回質問回答書No116において人口が2割程度増加する見込みと回答されております。対象ごみ量は2割程度の人口増加が反映された数値なのか2割程度増はH40年以降に反映されるとお考えなのかご教示ください。	対象ごみ量は、人口増加を見込んでおりません。

「基本協定書(案)」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	1	第6条	第2項			事業契約	<p>仮契約は、議会の議決が取得され、循環型社会形成推進交付金申請手続きが完了したものと市によって書面で確認された日に、本契約としての効力を生じるものとする規定されています。実際の手続きとして交付金の申請手続きの完了は、竣工引渡しの後になることから、現状の建て付けでは、施設の引渡し完了しているにも関わらず、交付金申請手続きが完了できない場合は、それまで設計費用、建設費用、その他SPC関連費用の出来高部分が支払われないおそれがあります。</p> <p>そのため、仮契約は、議会の議決が取得された場合に本契約としての効力を生じるものとする旨の内容に修正をしていただきたく存じます。もしそれができない場合、最低でも、基本設計に着手する前までに本契約となる旨の内容に修正をしていただきたく存じます。現状のままの建て付けでは、事業者にとってリスクがあまりにも高すぎるために、本件事業へそもそも参画することができなくなるものと思慮いたします。</p>	<p>原文のとおりとします。なお、「発注者が書面で確認した日」とは、議決後概ね3ヶ月程度を想定しています。なお、市は交付金の申請手続きを不合理に留保・遅延することはありません。</p>
2	1	第6条	第2項			事業契約	<p>仮契約は、議会の議決が取得され、循環型社会形成推進交付金申請手続きが完了したものと市によって書面で確認された日に、本契約としての効力を生じるものとする規定されていますが、交付金の申請手続き完了の完了時期、並びに具体的にどのような状況になれば申請手続きが完了したと判断されるのかを併せてご教示下さい。本件事業への参画できるかどうかに関わる重要な質問ですので、具体的かつ詳細にご教示下さい。</p>	<p>原文のとおりとします。なお、「発注者が書面で確認した日」とは、議決後概ね3ヶ月程度を想定しています。なお、市は交付金の申請手続きを不合理に留保・遅延することはありません。</p>
3	3	第6条				事業契約	<p>市の事由により事業契約に至らなかった場合のリスク分担について、「基本協定書(案)第8条の規定によります。」との質問回答(「基本協定書(案)」に関する事項 質問No.3)ですが、これは「市及び選定グループが本事業に関して支出した費用は各自の負担とする」ということになり、事業者側にあまりにも不利な条文となっています。本状の見直しについて再度ご検討下さい。</p>	<p>原文のとおりとします。市もまた自己の費用を負担することにご留意下さい。</p>

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	6	第5条	第5項			事業場所	第1回質問回答No.13において、「第15条では、事業者が土地を適切に利用できるよう対策を講じることを前提とし、市が追加費用の負担をするという趣旨ですので、それ以上の市による追加負担はないものとしています。」との回答を得ましたが、対策を行った後に、当該土地の処理不備や、別の土地の瑕疵等が発見される場合も想定されます。その場合は、当然ながら市が事業者の増加費用を負担するとの理解で宜しいでしょうか。	市の対策の不備が事業者の過失による場合には市は負担しません。それ以外の場合には、市が対策費用を負担します。
2	9	第3章		第13条	第2項	実施設計の完了検査	設計変更の決定に要する日数について「合理的に必要な日数」を「14日以内」と修正して頂くように要望した質問(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.20)において、「事業契約書(案)のとおりとします。」とのご回答ですが、本要望に関して再度ご検討頂けます様お願い致します。	事業契約書(案)のとおりとします。
3	11	第15条	第4項			事前調査	第1回質問回答No.26において、「客観的かつ合理的に推察できないものには本事業用地に埋められた廃棄物等の不法投棄物や建設撤去残留物が含まれると理解してよろしいでしょうか。」という質問に対して「含まれない場合もあります。」との回答を得ていますが、「含まれない場合」とは具体的にどのような場合なのかご教示下さい。	不法投棄物や建設撤去残留物であることのみをもって客観的かつ合理的に推測できないものには含まれません。事業者に過失がない場合には、不法投棄物や建設撤去残留物以外のものであっても含まれる場合もあります。
4	12	第4章	第2節	第18条	3	本件工事の施工	本事業用地とは別に市が指定する用地について「必要に応じ今後市が検討します。」との質問回答(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.29)ですが、検討の結果、用地を確保出来ない可能性はありますか。また、本事業用地内にて仮設事務所、ヤードの用地が確保出来る場合は、この用地を使用しない事として宜しいでしょうか。	事業者の要望により検討をした結果、用地を確保出来ない可能性はあります。なお、この用地を使用しないことは可能です。
5	14	第23条	第1項			貸与備品の搬入	第1回質問回答No.30において、「備品等の詳細は、事業実施段階で事業者と協議します。」との回答を得ていますが、協議の結果により、提案段階で見込んでいない備品を事業者が調達する必要がある場合は、当該増加費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。仮に負担しない場合、事業者に増加費用が発生してしまうおそれがあるため、事前に備品の詳細を明示いただきますようお願い申し上げます。	原則として全ての費用は事業者にて負担いただくことを前提としていますが、市が提供することが合理的で事業に必要な備品等がある場合には、それを提供することとしています。従いまして、事前に貸与を予定しているものではありません。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
6	14	第4章	第2節	第23条	第1項	貸与備品の搬入	市が事業者に対して貸与する備品等の内容について「事業実施段階で事業者と協議します。」との質問回答(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.32)ですが、備品の仕様、大きさ等が予め想定出来ない場合は、施設のスペースにより受入が出来ない可能性がありますので御承知おき下さい。	その場合には協議します。
7	22	第4章	第9節	第43条	2	性能保証事項	第1項の「要求水準書に定める性能保証事項」とは、要求水準書3.9.3.2項(P. I -29)の性能保証事項を指すものと思料致しますが、要求水準書には「なお事業者は、引渡し後10年目にあつて…運営・維持管理業務契約の完了までの期間の性能保証を行うこと。」とあります。第2項の「性能保証の期間は、引渡日から10年間とする」との整合について御教示願います。	原則として引渡し後10年の性能保証を求め、性能確認後に事業期間の保証を求めるものです。要求水準書はその例外を定めています。
8	22	第4章	第9節	第42条	1	かし担保責任	第1回御回答No.53に、「かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない」とありますが、この判断は、市と事業者による協議の上で決定されるのでしょうかとの質問に対し、客観的に判断されますとのご回答ですが、専門家を含む委員会等で判断されるということでしょうか。	ご指摘の委員会等の設置は想定していません。
9	22	第4章	第9節	第43条	2	性能保証	「市の承認を得たときから[]年間、性能保証の期間を延長する。」の「[]年間」には「事業終了時までの残年数を記入します。」との質問回答(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.57)ですが、契約後に数字を追記する事は契約として成立しないと考えます。予め本文の表記を「市の承認を得たときから事業終了時まで性能保証の期間を延長する。」と修正願います。	契約時に修正を行います。
10	24	第45条	第1項	第3号		発酵残渣及び排水の買取方法	第1回質問回答No.68において、「～具体的な支払い方法については、別途指示します。」とのことですが、こちらは第2回質問回答で公表されるとの理解で宜しいでしょうか。SPCの資金収支上必要な情報ですので、早めの公表を希望いたします。	具体的な支払い方法については、契約後に別途指示します。有価物の売買代金の授受は四半期ごととします。サービス購入料と有価物の販売額は事業者が健全であれば相殺しないことを想定しています。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
11	24	第45条	第1項	第6号		有効利用	有効利用業務の内容等の見直しは、事業期間終了まで行われないとされていますが、有効利用用途、取引業者、引取単価は、より有効な利用方法、より有利な業者選定を行えるとした方が本件の事業性の安定につながると考えられますので、回答No.77での「社会情勢が著しく変化した場合」のご判断は、ある程度柔軟性があり、市との協議の余地があると理解してよろしいでしょうか。	社会情勢を勘案し協議を行う場合はありますが、より良くなる提案以外に事業者の一方的な事由による協議は行いません。
12	25	第45条	第1項	第6号		有効利用	第1回質問回答No.77において、「社会情勢等が著しく変化した場合には協議に応じます。」とありますが、「社会情勢等が著しく変化した場合」には、社会環境変化による取引先の倒産等も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	単に取引先が倒産したことのみをもって社会情勢が著しく変化したとはみなされません。状況を総合的に勘案し、判断します。
13	25	第45条	1項	(5)		(iii)発酵不適物	発酵不適物については、事業者の費用負担で輸送し、寿焼却施設で市の負担で焼却処理することになっています。質問回答(事業契約書No73)でサービス購入料を支払うとご回答あるのは、サービス購入料C-2で発酵不適物の混入量に合わせた輸送費(サービス購入料C-2)を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	発酵不適物の運搬及び受け入れに係る費用を支払います。必要とする具体的費用を提案してください。
14	27	第5章	第2節	第53条	1	モニタリングの実施	第1回御回答No.85で、モニタリングを「受けることに際して発生する費用」と「施工する費用」の違いを具体的にご教示願います。	「受けることに際して発生する費用」とは事業者にかかる費用を意味し、「施行する費用」とは市にかかる費用を意味しています。
15	29	第6章		第57条	第1項	サービス購入料の減額	「市は、(中略)業務担当企業の変更を請求することができる(後略)」について、第46条他と矛盾することから本内容部分の削除を要望した質問(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.90)において、「事業契約書(案)のとおりとします。」とご回答ですが、本要望に関して再度ご検討頂けます様お願い致します。	原文のとおりとします。
16	35	第74条	第1項			秘密保持	当該条項から、事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタントは、秘密内容を開示できると理解できますが、基本協定書第11条第3項第1号に記載のある弁護士、公認会計士、税理士も市への通知をすることなく開示ができるとの理解で宜しいでしょうか。開示ができない場合は、事業契約書の条文と基本協定書の条文の平仄をとるよう条文の修正をお願いいたします。	お見込みのとおりです。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
17	37	第8章		第81条		遅延利息	遅延利息支払いの規定に、市から事業者への遅延利息支払いの記載を要望した質問(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.114)において、「事業契約書(案)のとおりとします。」とご回答ですが、本要望に関して再度ご検討頂けます様お願い致します。	原文のとおりとします。
18	37	第8章		第82条		要求水準書の変更	要求水準の変更に伴い、事業者が損害を被る場合の要求水準変更の拒否等の条文追記を要望した質問(「事業契約書(案)」に関する事項 質問No.115)において、「事業契約書(案)のとおりとします。」とご回答ですが、本要望に関して再度ご検討頂けます様お願い致します。	原文のとおりとします。
19	43	別紙4	1	①	B	サービス購入料 固定費 ①市とのユーティリティ基本額	第1回質問回答No125,126で「基本料金部分を使用量に応じて按分します。」との回答ですが ①使用量は毎月変動するため、基本料金負担分も毎月変動となり、変動費の扱いになるではありませんか。 ②電気基本料金は、既設の契約電力が「高圧季節別時間帯別電力」のため、今回事業で必要な契約電力アップ分で算出可能と考えますが如何でしょうか。 ③発生ガスの発電の場合も、発電量はカウントせず基本料金を算出するのでしょうか。 ④建築設備(水質試験室等)で都市ガスを利用するとした場合、基本料金、使用料金は今回事業単独で費用を算出するのでしょうか、または使用量按分の考え方が適用になりますか。 基本料金按分額の算出ができないため再度、ご回答願います。	①支払い期毎の案分を想定していますので、大きく変動するとは考えていません。 ②事業者の提案に基づき算出してください。 ③発生ガスの発電の場合も、使用量に基づいて基本料金を算出します。 ④SPCが北陸ガスに支払いを行ってください。
20	43	別紙4	1			サービス購入料	有効利用されない発酵残渣及び排水に係る収集運搬費、排水の処分費、並びに沈砂・清掃残渣の収集運搬費は、サービス購入料のどの項目に計上すれば宜しいでしょうか。	サービス購入料B又はCとし、当該項目を記載してください。サービス購入料B又はCのどちらに含めるかは提案に委ねます。
21	43	別紙4	1			サービス購入料	サービス購入料Bに関しては、毎年度一定額とするとありますが、平成25年度は、年額の9ヶ月分、平成40年度は、年額の3ヶ月分が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
22	43	別紙 4	1			サービス購入料	下水処理単価は、105円/m ³ として提案することとあります。貴市のホームページに示されています下水道使用料金表と金額が異なりますが、本提案では105円/m ³ で算出すればよろしいでしょうか。また、「サービス購入料 ①固定費 B」では、下水料金は「市とのユーティリティ基本額按分額」となっていますが、基本料金はどのように考えればよいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。本事業での下水処理単価はホームページに示す料金表とは別の料金単価となっています。 後段:下水の基本料金はございません。
23	43	別紙 4	3			資源化物ペナルティ	No.156の回答において「提案した有効利用量から実際の有効利用量を引いた差分について事業者負担とします。事業契約書(案)を修正します。」とありますが、生ごみの受入量が増加した場合、発酵残渣及び排水の運搬費並びに排水処理費も増加することになりますが、当該増加費用は、サービス購入料として支払われるとの理解で宜しいでしょうか。その場合、サービス購入料のどの項目で支払われるのかご教示下さい。	当該費用を提案することにより、サービス購入料が支払われます。変動費として運搬費を提案する場合には、サービス購入料C-1として提案ください。
24	43	別紙 4	1	②	C-2	変動費	C-2中の「搬出不適物」とは、当該施設から寿処理場に搬出される分別された不適物と不適物に付着する有機物の重量の和と考えてよろしいでしょうか。 また、「搬出不適物」は、P45 ア 処理に対する変動費の扱いの計算式のB: 寿ごみ焼却施設への不適物搬出量と同意と考えてよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
25	43	別紙 4	1			サービス購入料の構成	基本額の按分を計算するために、貴市が現在ご負担されています(水道・電気・下水料金)の基本料金及び使用量を明示いただけないでしょうか。 (SPC負担基本料金=A×(B/C)) A: 供用開始後の基本料金 B: バイオガス施設使用量 C: 全体施設での使用量	【H21年度実績】 水道使用量=8,853m ³ /年 水道基本料金(一般、口径75mm)=24,500円/月(税抜き)、(使用料:165円/m ³) 電気使用量=4,870,920kWh/年 電気基本料金(高圧季節別時間帯別電力)=970kWh×1,890円×0.85(力率割引)=1,558,305円/月 下水圧送量=322,749m ³ /年
26	43	別紙 4	1			サービス購入料の構成	バイオガス施設側で発電し、寿焼却施設への逆潮電力が発生する場合、電力に関する基本料金は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。(買電使用量が0円との考えから基本料金は発生しないでしょうか?) 逆に試運転等で発電できないときは、その費用(基本料金の按分と従量料金)をサービス購入料Aに見込んでおくことでよろしいでしょうか。	前段は、発電を行わない場合でも基本料金が発生すると想定しています。自家消費分も含めた各施設での消費電力での案分を予定しています。 後段は、建設期間中の試運転についてはお見込みのとおりです。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
27	43	別紙 4	1			サービス購入料の構成	下水道の基本料金の按分について、貴市HPでは8m3まで656円となっています。 今回事業における下水道料金は、基本料金656円(8m3まで)に加え、8m3以上を従量料金として105円/m3をSPCが負担することと考えるとよろしいでしょうか。 なお、基本料金の部分をし尿前処理施設と按分することでよろしいでしょうか。	基本料金はありません。従量料金のみとなります。
28	43	別紙 4				サービス購入料計算方法	都市ガスを接続し、使用することが出来る場合、基本料金按分額を試算するための次のデータ開示をお願いいたします。ガスについての現在の既設側での基本料金及び平均月使用量。	単独の施設で契約することとします。
29	43	別紙 4				サービス購入料の構成	②変動費のユーティリティとして薬品などがあげられていますが、発酵対象の受入ごみ量や質に関係なく、SPC事業者が施設を運営するために固定的に使用する必要があるもの(例えば、脱臭設備の電気代、薬品など)は、固定費に計上してもよろしいでしょうか。また、認められる場合は、固定費の「その他」に入れることでよろしいでしょうか。	必要な費用を固定費に計上することは可能です。「その他」の項目とする場合には、詳細項目を記載してください。
30	44	別紙 4	1			サービス購入料の構成	余剰発電量＝発電量－自家消費電力となっていますが、発電機がメンテ等で停止となった場合、スポット的に購入電力が必要となります。 余剰発電量は、逆潮電力量から購入電力量を差し引いたものとなるのでしょうか、それとも購入電力量は考慮しなくてもよいのでしょうか。	提案においては、予期せぬ事態における購入電力量は考慮しませんが、メンテ等で長期間停止する場合は考慮してください。実際に予期せぬ事態が発生した場合には、契約書案に示すペナルティとなります。
31	46	別紙 4	2	エ		a: 発生ガス150m3N当たりの提案逆潮電力量(kWh)	「a: 発生ガス150m3N当たりの提案逆潮電力量(kWh)」の150m3Nはメタンガス濃度50%換算(=75m3N-CH4当たり)、と第1回質問回答/No.152にて示されています。 従いまして、aの計算方法は、[年間の計画(提案)逆潮電力量(kWh/年) ÷ {年間のメタンガス発生量(m3N-CH4/年) ÷ 75(m3N-CH4/t)}]となります。 この値は「落札者決定基準 P.10 ④バイオガス発電のごみ量あたりの逆潮電力量」にて算出する投入ごみt当たりの逆潮電力量の値とは異なる値になります(こちらは、年間の計画逆潮電力量 ÷ 年間のメタン発酵槽投入ごみ量にて算出するため)。このような理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
32	46	別紙 4	2	工	*	・・・モニタリングによるペナルティとする。	「モニタリングによるペナルティ」とは、P.46オ「販売ガス量及び逆潮電力量に対するペナルティ」を指している、との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
33	47	別紙 4	3			ガス以外の有効利用に対するペナルティ	市の負担を軽減するために、安価な処分先を提案することは前回質問回答書において可能とのことですが、提案した処分先が、合理的理由もなく処分を拒否し、市が想定している処理会社に処理を委託する場合のペナルティはありますか。 また、その場合のペナルティ金額は、市が想定している処理会社が指定する含水率に重量換算した上、想定している処理会社の処分費と提案した安価な処分先との差額をペナルティとして市に支払うように考えておけばよろしいでしょうか。	ペナルティはありません。 発酵残渣を焼却処分する民間施設を提案した場合であっても、市が他の民間焼却施設に委託した場合と同等以上の効果を生じさせるよう事業期間にわたり事業者が処分に係る責任を負ってください。条件の詳細は事業契約締結時の協議によりますが、減額システム等の導入は想定していません。落札者決定基準においては、表5中のⅢ－Ⅳ資源化業務で、事業期間にわたる処分先及び処分量等の担保があれば評価します。
34	47	別紙 4	3			ガス以外の有効利用に対するペナルティ	最悪の場合を考慮した場合、ペナルティの根拠となる有効利用できなかった量は提案者で判断できますが、単価はその時の市が契約する単価となっていることから、単価の天井がありません。また、契約も市と処分会社が直接行うため、SPCの考えに関係なく、単価が決定されることを危惧します。 ついては、可能であれば、SPC事業者が負担すべき最大処分費単価を提示いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
35	48	別紙 4	4			初期投資	第1回質問回答No.162において、「設計・建設期間中のSPC運営費をサービス購入料Bに計上してください。」との回答を得ましたが、様式第17号を拝見しますと、建中金利、所有権移転費用、各種保険料といった「その他費用」という欄があります。そのため、設計・建設期間中に発生する各種費用(融資を行う場合の融資組成手数料、租税公課、SPC設立に係る各種費用、会計士・税理士費用、開業準備費用、諸経費等は、「様式第17号」の「その他費用」の欄に新たに項目を追加して記載する、との理解で宜しいでしょうか。もしSPC運営費をサービス購入料Bに計上する場合、サービス購入料は15年間に亘って毎年均等の延払いとなるため、建設期間中のSPC運営費に係る費用を支払うために資金調達を行う必要があり、その返済原資がサービス購入料Bとして延払いとなるため、15年間に亘り金融機関に返済をしていく必要が生じます。その際の長期の金利変動リスクを事業者で負うことになり、過度なリスク負担となり、事業そのものへ参画することができなくなるものと思慮いたします。	工事又は備品購入以外の初期投資費用について、様式17及び別紙4の4に記載する項目以外の項目を提案する場合において、SPC運営に係る費用はサービス購入料Bとしてください。その場合、具体項目を記載してください。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
36	48	別紙 4	7			サービス購入料の 支払い方法	平成23年度及び平成24年度は、毎年度の出来高の90%がサービス購入料Aとして支払われる建て付けとなっていますが、サービス購入料Aの支払いの時期は、循環型社会形成推進交付金の交付前と思慮いたしますが、サービス購入料Aの支払いの原資をご教示下さい。	交付金、起債、一般財源を想定しています。
37	48	別紙 4	7			サービス購入料の 支払い方法	サービス購入料Aに関して、平成23年度及び平成24年度の出来高のそれぞれ10%の残額、並びに平成25年度の出来高の合計額が平成25年の施設引渡し後、請求書受領日から30日以内に支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	48	別紙 4	7			サービス購入料の 支払い方法	サービス購入料Aに関して、各年度の出来高には交付金対象の費用項目だけでなく交付金対象外の費用項目も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	48	別紙 4	4			初期投資に係る内 訳	車両について①初期投資として購入する必要がありますか？それとも運営・維持管理期間中にリースする事で対応してもよろしいでしょうか？②前者の場合は、SPC自身が購入し、資産として計上し、購入費用は減価償却費としてサービス購入量Bにて回収していくとの考えで宜しいですか？③後者の場合は初期投資の内訳に車両費を計上せず、サービス購入量Bにのみ計上すれば宜しいですか？	車両の購入費はサービス購入料Aで、車両維持に係る費用はサービス購入料Bで支払います。SPCが車両の継続的な使用権限を有し、故障時の代替車両を用意することができ、対人・対物の損害に対して賠償金額無制限の任意保険に加入していることにより、リースでの対応が可能と考えます。その場合はサービス購入料Bとして計上してください。
40	48	別紙 4	4			初期投資に関わる 内訳	初期投資に関わる内訳として、車両が上げられています。車両は、不適物の場内搬送や発酵残渣の場外搬送に使用する車両のことでしょうか。事業期間中リースすることでまかなうことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。SPCが車両の継続的な使用権限を有し、故障時の代替車両を用意することができ、対人・対物の損害に対して賠償金額無制限の任意保険に加入していることにより、リースでの対応が可能と考えます。なお、SPCが運転手を雇用していることが必要です。
41	48	別紙 4	4			初期投資に関わる 内訳	交付金及びサービス購入料の支払方法として循環型社会形成推進交付金50%と記載があります。年度毎の交付金執行割合についてご教示願います。	平成23年度40%、平成24年度50%、平成25年度10%を想定しています。

「事業契約書(案)」に関する事項

NO.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
42	50	別紙 4	5			物価変動の考え方	薬品及びプロパンガスの物価変動の考え方についてご教示願います。	プロパンは、「国内企業物価指数—電力・都市ガス・水道—小口都市ガス」に連動させます。 薬品は、「国内企業物価指数—化学製品」に連動させます。
43	50	別紙 4	5			物価変動の考え方	第1回質問の「事業契約書(案)」のNO.172の回答をご教示ください。	プロパンは、「国内企業物価指数—電力・都市ガス・水道—小口都市ガス」に連動させます。 薬品は、「国内企業物価指数—化学製品」に連動させます。
44	50	別紙 4	5			物価変動の考え方	第1回質問時には、「熱量調整用のプロパンガスについての単価は、市にて検討し第2回質問回答時にお示しします。」とありました。再度質問させて頂きますが、貴市によるガス会社へのガス販売事業において、事業者が熱量調整用に調達するプロパンガスについては、50頁に記載の通り、SPCが購入した前四半期の平均実績単価を次の四半期に採用すると理解してよろしいですか？プロパンガスについては、価格変動が激しく、国内企業物価指数を指標とした改定率では実態にそぐわないと考える次第です。	プロパンは、「国内企業物価指数—電力・都市ガス・水道—小口都市ガス」に連動させます。 薬品は、「国内企業物価指数—化学製品」に連動させます。
45	50	別紙 4	5			物価変動の考え方	※「①イ及び②イのユーティリティー単価は、当該四半期平均単価に従って変動する。」についてご教示願います。	当該四半期が終わった段階で、その3ヵ月分の単価の平均値×実績水光熱費量をかけた分がサービス購入料B及びC-1・C-2として支払われることを意味します。
46	51	別紙 4	7			サービス購入料の支払方法	サービス購入料B、Cの支払い方法について、四半期に1回、計60回に分けて支払うとありますが、様式第16号「入札価格内訳書」に記載したサービス購入料を60回に分けて均等払いされるのか、別途様式第20-3「長期収支計画表」に記載した市の支払うサービス購入料を年度毎の金額を4回に分けて支払われるのかどちらかをご教示願います。	前者のとおり、均等払いとします。ただし、サービス購入料Cについては、ごみの受け入れ量によって変動します。提案においては均等払いとして提案してください
47	55	別紙 4				サービス購入料の減額	搬入禁止物により受入不能、機械故障が生じた場合、ペナルティーポイント「0」と考えてよろしいでしょうか。	受け入れ生ごみの性状が計画値と大幅に異なっていることを事業者が証明した場合には、お見込みのとおりとなります。
48					全般		提案書に対するヒアリングについて詳細は決定しましたでしょうか。	提案受付後、代表企業に通知する予定です。

「落札者決定基準」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	7	Ⅱ	Ⅳ	v		発酵設備・生成物利用設備	本項目の評価基準をより具体的にご教示していただきたいと考えます。 (「有効利用」として提案したほうが本項目の評価も上がるのでしょうか。)	落札者決定基準にて公表されている項目をさらに具体的にお示しすることはできません。なお、本項目においては有効利用を前提とした設備の提案は評価の対象となります。
2	7	表-5				評価項目及び配点	見学者に対する配慮に関しての項目を提案書に記載する際は、「様式37 関連業務」に記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	8	Ⅲ	Ⅵ	iv		資源化業務	第1回質問回答書「落札者決定基準」に関する事項No.14で発酵残渣の民間焼却及び燃料利用は有効利用として評価対象になるかとの問いに「逆有償の場合には有効利用とは認めません。」と回答されています。有効利用としての提案でなければ本項目は0点となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	8	Ⅲ	Ⅵ	iv		資源化業務	逆有償の提案でも利用方法によって評価点が変わってくるのでしょうか。 (焼却処理の提案よりも堆肥・燃料等としての利用提案をしたほうが評価点が高くなるのでしょうか。)	逆有償の場合は有効利用と認めません。ただし、貴質問の「逆有償の提案」を「市の処分先の提案」と見なし、市の処分料負担軽減割合に応じて、Ⅲ-Ⅵ-vで評価することとします。
5	8	Ⅲ	Ⅵ	iv		資源化業務	有効利用する提案(有価物でSPCが市から買い取る提案)をする場合、運営時にSPCが提案書通りに有効利用していることを市側が証明する手段についてどのようにお考えでしょうか。	有効利用証明書を利用先に発行してもらい、SPCが市に報告することを考えています。
6	8	表5	Ⅲ	Ⅳ	iv	資源化業務	前回質問回答において、逆有償を含めた発酵残渣の処理は有効利用として認めないご回答がありました。この箇所の配点を獲得する大原則としては、SPCが残渣を市から購入し、逆有償にならない価格で販売することが条件となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	9	4	(3)	2)	②	二酸化炭素搬出量の削減	第1回御回答No.26で、「計算対象は、施設で使用する電気・燃料のみ」の回答ですが、様式集の御回答No.31,33では「電力、燃料、薬剤等」となっております。環境省の地球温暖化対策の手引きには薬剤の搬出係数の記載がないため電気・燃料のみの計算で宜しいですか。	お見込みのとおりです。

「落札者決定基準」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
8	9	4	(3)	2)	①	総合効率	前回質問回答(落札基準23)について、改めて質問させてください。 発電装置の回収熱量の内、施設で使用できないものはエンジンの場合ラジエータで放出し、運転しますが、放出する熱量は、ロスとして計上することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	9	4	(3)	2)	①	総合効率	総合効率は、季節、曜日、時間帯で大きく変わることが想定されますが、年間平均値を提案することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	9	4	(3)	2)	④	ごみ量あたりの精製ガス販売可能量	ごみtの定義について、明確にしたいため、改めて質問させてください。 前回の回答書(落札者決定基準No.30~32)で不適物を除いたごみtとしていますが、55tの固定値として提案すべきですか？(No30では、発酵槽へ投入するごみtと回答されており、プロセス上、不適物除去時に発酵対象の一部が同伴されることを考慮すると50tから55t程度と幅が発生し、矛盾が生じます)	55tとして提案してください。
11	9	4	(3)	2)	④	二酸化炭素排出量	ガス発電で自家消費電力を発電機でまかなう場合は、バイオガス由来の電力となるので、自家消費分は、排出量0としてよろしいでしょうか。	別途資料4に従い算出して下さい。なお、購入電力の提示を求めていますので、使用電力から既に自家消費電力を引いているものと考えます。
12	9	4	(3)	2)	④	二酸化炭素排出量	ガス精製の場合、施設で利用するもののみとなりますが、精製販売先の削減量は計算上含めてはならないということでしょうか。	別途資料4に従い算出して下さい。
13	10	4	(3)	2)	⑤	定量化審査	発酵残渣の含水率を低減させることで市の処分負担額を低減させる提案は、得点付与に繋がる(回答No.38)とのことですが、具体的には、落札者決定基準P.8の「Ⅲ運営・維持管理業務に関する事項 VI資源化業務 v 発酵残渣の有効利用(質・量)に関して、具体的な提案がなされているか。」(5点)の項目で評価していただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

「落札者決定基準」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
14	10	4	(3)	2)	⑤	資源化物(発酵残渣)の有効利用量	①発酵残渣の含水率低減による貴市の処分料金低減によって評価点を得ようとする場合、提案書に提示すべき内容は受入れ発酵対象物55tの時の発酵残渣の発生量と含水率と考えるとよろしいでしょうか？②また、どのような方式で評価点を計算されるのでしょうか③次に、提案に対するペナルティについては何を基準に計算されるのでしょうか(含水率？重量？容積？)	①お見込みのとおりです。 ②t当たりの単価及び残渣処分量を乗じた総額で評価します。 ③ペナルティは重量と含水率を基準とします。
15	10	4	(3)	2)	⑤	資源化物(発酵残渣)の有効利用量	安価な発酵残渣の処分先(処分単価15000円/t以下)の紹介による貴市の処分料金低減によって評価点を得ようとする場合、事業者が提案した処分単価は運営・維持管理期間中の保証値として扱われるのでしょうか？	保証値としては扱われません。 発酵残渣を焼却処分する民間施設を提案した場合であっても、市が他の民間焼却施設に委託した場合と同等以上の効果を生じさせるよう事業期間にわたり事業者が処分に係る責任を負ってください。条件の詳細は事業契約締結時の協議によりますが、減額システム等の導入は想定していません。落札者決定基準においては、表5中のⅢ-Ⅳ資源化業務で、事業期間にわたる処分先及び処分量等の担保があれば評価します。

「様式集」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	29	様式 20-3 号				法人税等	損益計算書の「法人税等」の税率(実効税率)を御教示願います。	納税額については事業者にて提案してください。
2	38	様式 29				年間総エネルギー使用量	年間総エネルギー使用量についても、二酸化炭素排出量のカウントと同様に施設内で使用するものに限ってよろしいでしょうか。(不適物運搬や残渣運搬に必要な燃料は含まないことでよろしいでしょうか)	お見込みのとおりです。
3	38	様式 29				年間総エネルギー使用量	ガス精製の場合、増熱に使用するLPGエネルギーは含むとし、発電機で発電した電力を使用する場合は、バイオ由来であるため使用エネルギーにはカウントしない(0カウント)としてよろしいでしょうか。	増熱に使用する原料としてのLPGは使用エネルギーに含みません。使用電力のうち、一部を発電電力でまかなう場合は、すべて使用エネルギーにカウントして下さい。
4	42	様式 第31 号				施設の引渡し条件	施設の引渡しとは、建設工事完了後のことでしょうか、それとも15年の運営維持管理終了後のことでしょうか。ご教示願います。	運営・維持管理終了後とします。
5	46	様式 第35 号				環境管理業務・情報管理業務	建設中の二酸化炭素「削減量」(「排出量」ではなく)は、省エネ型重機を利用しても排出することになります。どのような項目を想定されていますでしょうか。	重機の燃料使用、運搬車両の燃料使用等を想定しています。
6	別途資料					温室効果ガス算定様式	質問回答(様式集No31,33)では「薬品等の使用量にそれぞれの排出係数をかける」とありますが、薬品関係は、薬品製造側で排出するため、排出原単位がありません。従って除外することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、算定様式を修正し、別途資料4に示します。
7	別途資料					温室効果ガス算定様式	表のCO2削減量の項目に売却電力とありますが、逆潮電力と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、算定様式を修正し、別途資料4に示します。

閲覧資料「し尿前処理施設建設工事 容量計算書」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	8	2	(15)	②		下水道投入用希釈ポンプ	能力が「40～100m ³ /時」とありますが、最大2,400m ³ /日の能力があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

閲覧資料「し尿前処理施設建設工事 水理計算書」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
2	1	3	(1)			希釈し尿管	通水量の合計が「1,800kL/日」とあります。 「し尿前処理施設建設工事 容量計算書」では、下水道投入用希釈ポンプの能力が最大2,400m ³ /日とあることから、希釈し尿管はこの水量を通水することができるかと理解してよろしいでしょうか。 また、現況として通水量が1,300kL/日と記載されていることから本施設から排水できる余裕量としては、1,100m ³ /日あると理解してよろしいでしょうか。	当初算出条件における通水量合計が「1,800kL/日」となります。流速、圧力損失等を考慮の上、再計算して下さい。

閲覧資料「旧し尿処理施設等解体工事」に関する事項

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
3	4/67					現況解体配置図	解体対象は図面に示されている建屋部分のみであり、既存のアスファルト舗装道は残置されると理解されます。その場合、当計画で利用可能な既存舗装部分については、損傷部を補修の上、利用してよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4/67					現況解体配置図	「旧し尿処理施設等解体工事」に含まれる工事内容が示されておりますが、当該工事後に地中に残存する障害物(既存建屋の杭、バンカ、地下ピット等)はないものと考えてよろしいですか。 地中障害物が残る場合には、それらが分かる資料の提示をお願いいたします。	既存資料により、車庫棟の地下以外については、残存障害物はないものと確認しております。